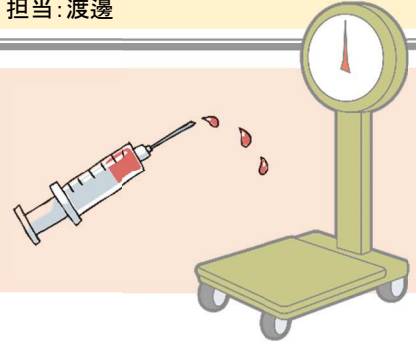




雇入れ時の健康診断について

春になり、新しい従業員を迎える企業も多いかと思えます。
今回のあおぞらレターでは、事業者に実施が義務付けられている
健康診断のうち、雇入れ時の健康診断について確認したいと思います。



●雇入れ時の健康診断

企業規模にかかわらず、常時使用する労働者を雇入れる時は、医師による健康診断を行わなければなりません。
※定期健康診断には、医師が必要でないと認めるときには、省略できる項目もありますが、雇入れ時の健康診断は
下記の項目すべてを実施する必要があります。

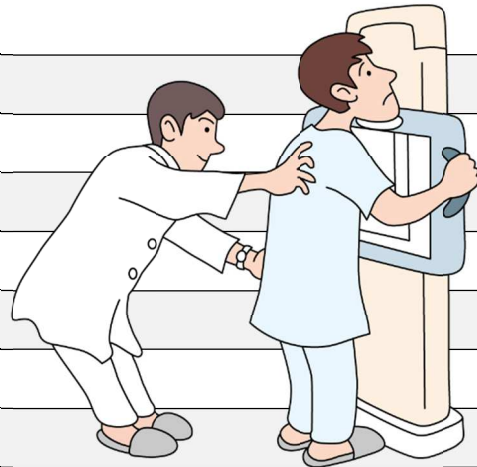
ただし、医師による健康診断を受けた後、3ヶ月を経過しない者を雇入れた場合は、その者が健康診断の結果を
証明する書面を提出した時は、その健康診断の項目に該当する項目については省略することができます。

●対象となる常時使用される労働者とは

雇入れ時の健康診断の対象者は、正社員でなくても、以下の両方の要件に該当する場合には、実施する必要があります。

- ①期間の定めのない労働契約により使用される者（期間の定めのある場合でも、更新により1年以上「使用されることが予定されている」・「引き続き使用されている」場合は該当）。
- ②1週間の所定労働時間が、その事業場の通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上である者。

雇入れ時の健康診断項目	
1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査
5	血圧の測定
6	貧血検査（血色素量及び赤血球数）
7	肝機能検査（GOT,GPT,γ-GTP）
8	血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド）
9	血糖検査
10	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
11	心電図検査



雇入れ時の健康診断は、所轄労働基準監督署へ報告の義務はありませんが、労働者を雇入れた際の適正配置や、入社後の健康管理に役立てるために重要なものです。定期健康診断※で代替するなどして省略することはできませんので、しっかり実施しましょう。

※雇入れ時健康診断と同時期に定期健康診断を実施している場合は、その年に限って、その者の定期健康診断を実施しなくても構いません。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277